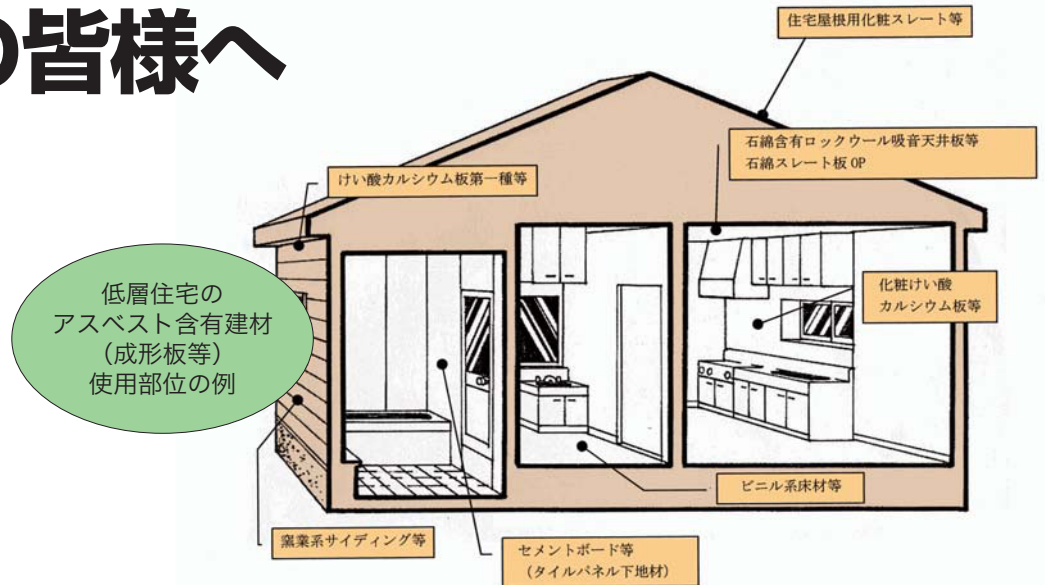


現在、アスベスト含有建材等が 使用されている住宅に お住まいの皆様へ



新築の住宅では

アスベスト含有建材の製造、使用が法律で禁止されていますので、新築住宅において**アスベスト含有建材は使用されていません**。「労働安全衛生法」「建築基準法」等)

過去に建築された住宅では

過去には、アスベストを含んだ様々な住宅建材(アスベスト含有建材)などが生産され、**住宅の部材として使用されていました**。

- 住宅の部材としてアスベストを含んだ建材には、屋根材(屋根用化粧スレート)、外壁材(サイディング類)、軒天仕上げ材(サイディング・石綿板)、台所・ユニットバスの耐火壁下地、床材(ビニール床タイル等)等があります。
- もし、これらを含んだ建材が使用されている住宅にお住まいの場合でも、繊維が硬く固定されているため、飛散することはなく、健康被害を及ぼすことはない、とされています。

(注)「石綿が固定され空中に浮遊しない状態では健康障害を起こすことはない。」……環境庁及び厚生省通知、平成9年2月24日付

(注)「建築物内でアスベストを含有する建材からアスベスト繊維が浮遊していなければ、建築物内の空気は一般環境大気と同じ程度の濃度と考えられる。」……厚生労働省ホームページ平成17年7月29日付「アスベスト(石綿)についてQ&A」

解体・リフォームを行う場合は

解体・リフォームなどされる場合は、**建築会社等へご相談下さい**。



(社)プレハブ建築協会 / (社)日本住宅建設産業協会 / (社)全国中小建築工事業団体連合会 / (社)日本ツーバイフォー建築協会 / (財)住宅生産振興財団
(社)日本木造住宅産業協会 / (社)リビングアメニティ協会 / (社)全国住宅建設産業協会連合会 / (社)新都市ハウジング協会 / 輸入住宅産業協議会

ホームページ <http://www.judanren.or.jp/>